



セブテムメンバーズの皆様へ！

ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪

リリーフ通信



税金の負担が軽くなる『生命保険料控除』について

今年も早いもので残すところ2カ月余りとなりました。生命保険に加入されている方には、「生命保険料控除証明書」が徐々に送られてきていると思われます。

この「生命保険料控除証明書」は、年末調整や確定申告時に添付申告することで所得税・住民税が軽減されます。平成24年1月1日以降の契約とそれ以前の契約とでは、控除の種類・控除額が異なります。平成24年1月1日以前の契約であれば、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」いずれも5万円上限で合計10万円迄、平成24年1月1日以降の契約であれば、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」いずれも4万円上限で合計12万円迄が所得控除金額となります。

『生命保険の見直し相談』をお受けしている中で「一般生命保険料控除」は活用されていても「個人年金保険料控除」は全く活用されていないという方が大勢いらっしゃると感じています。

マイナス金利導入で、ほとんどの普通預金金利は0.001%となり、100万円を預けても1年後の手取利息は僅か8円です。老後の公的年金が不安に感じる今、個人年金で『自分年金』を確保しながら、毎年払込終了時まで税金負担を軽くすることが出来たら少しは老後の不安も軽減できるのではないのでしょうか？

今年も11・12月とまだ2カ月残っています。少しでも税金負担を軽くしたいものですね。

「自分年金を確保したい」という方、詳細はお気軽にお問い合わせ下さい。

（株）リリーフは“いつまでも輝く人生を送る”皆様の応援団です♪

（株）リリーフ お金の教室事業部 担当：小栗裕子
 〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F
 TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182
 mail：simada4f@po.mirai.ne.jp



【相談依頼書】 FAX：052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】